

## ケーススタディ

### 自動車免許証取得費用助成に関するトラブル防止のために

#### 【事例】

自動車運転免許証取得について、事業主(県ト協分の助成制度を含む)の負担により免許証を取得した運転者が、免許証取得後2年10ヶ月後に退職すると申出をした。事業主は会社の内規(就業規則)により、3年未満の退職の場合は、全額を返還する旨記載があるので、そのように請求したところ、運転者から業務命令で取得した免許証であるので、その費用の返還を求めることは、労基法違反ではないかとの申し出があった。

#### 【対応策】

上記の事例は、今後とも発生することが想定されるので、弁護士の見解をご紹介しますので参考にしてください。

##### 1. 就業規則への記載

事業者が負担した免許証取得費用につき、〇年以内に退職した場合に全額返還を求める記載 → 就業規則に記載すると免許取得が業務命令と捉えられるおそれがあるので不適

##### 2. 自動車運転免許取得費用借受申入書と金銭消費貸借契約証書の作成

###### ① 自動車運転免許取得費用借受申入書

運転者に自動車免許取得費用の**返済に条件等を付す場合**は、事前に自動車運転免許取得費用借受申入書を締結することが望ましい。(例1参照)

###### ② 金銭消費貸借契約証書

後日の紛争を防ぐために、自動車免許取得費用について「金銭消費貸借証書」を締結することが望ましい。(例2参照)

##### 3. 返済を免除する条件として一定の勤務期間を設定する場合

3年程度が望ましい。(返済免除のために長期間の労働を条件とするのは望ましくない。)

##### 4. 金銭消費貸借契約証書を締結する場合

① 借主の押印 実印を押印し印鑑証明書を徴求することが望ましい

② 印紙税(令和2年10月末現在)

記載された金額が10万円以上50万円未満の場合 印紙400円

※自動車運転免許取得費用借受申入書及び金銭消費貸借契約証書を使用される場合は、当協会のHP(助成事業)にひな型を掲載してありますのでご利用ください。

例 1

年 月 日

(会社名)

御中

住所

氏名

印

### 自動車運転免許取得費用借受申入書

私は、自らの希望により、下記の条件にて自動車免許証取得費用の全額を借り受けることを申し入れます。

#### 記

#### 1. 借入金の返済について

- ① 私が自動車運転免許証の取得後〇年未満に貴社を退職する場合は、貸付金全額を退職日に一括して返還する。
- ② 私が自動車運転免許証の取得後〇年以降〇年未満で貴社を退職する場合は、貸付金全額の〇%を退職日に一括で返還する。

#### 2. 借入金の免除について

私が自動車運転免許証の取得後〇年経過後に貴社を退職する場合は、貸付金全額の弁済を免除して頂きます。

#### 3. 「金銭消費貸借証書」作成について

後日の紛争を防ぐために、自動車運転免許証の取得に係る費用が確定した時点で「金銭消費貸借証書」を締結します。

印紙

例 2

## 金銭消費貸借契約証書

\_\_\_\_\_を甲、\_\_\_\_\_を乙として、甲と乙は、本日、次のとおり合意した。

(消費貸借)

第1条 甲は乙に対し、自動車運転免許取得費用として、本日、金\_\_\_\_\_円也を貸し渡し、乙はこれを借り受けた。

但し、この貸付金は、乙の指示のもと、甲から自動車免許取得教習機関に直接払い込むものとする。

(利息)

第2条 前項の貸付金には利息は付さないものとする。

(弁済期及び元金の免除)

第3条 乙は、甲に対し、下記のとおり乙が甲を退職した日に応じ、下記の弁済期日に弁済するものとする。

記

1. 乙が自動車運転免許取得後〇年未満に甲を退職する場合は、元金の全額を、退職日に一括して弁済する。
2. 乙が自動車運転免許取得後〇年経過後〇年未満に甲を退職する場合は、元金の〇%を、退職日に一括して弁済する。
3. 乙が自動車運転免許取得後〇年経過後に甲を退職する場合は、甲は乙に対し、貸付金の弁済を全額免除する。

(合意管轄)

第4条 この契約に紛争が生じた場合は、甲の所在地にある裁判所を管轄裁判所とする。

令和 年 月 日

貸主 甲

住所

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

借主 乙

住所

氏名 \_\_\_\_\_ (印)